

為替手形受取人の法的地位

市 原 正 七

I

田中（耕）博士によれば、手形の経済上の目的と手形関係のそれをしゅん別され、「手形関係自体は、支払人による終局的支払に向って進行し、この目的は手形関係自体に客観的に内在する」とのべられる。¹⁾

一般的に、手形関係は、手形に関する法律関係というよりも、より狭義に手形に表彰される権利関係としてとらえられ、この関係は抽象無因であり、その基礎となる具体的主観的な実質関係と性質上明確に区別されている。私も、両者の異質性を重視する。そして、可能な限り、手形関係については、手形法にその解決の場を求めたい。

手形法は自足完了型の法体系であるとか、手形関係については手形法的に解決しなければならないとよくいわれるが、このことは、一般原則による手形関係への適用を全く拒否することではない。手形の支払用具としての手段性を貫くため、手形取引の安全及び被支払性の強化という手形法固有の指導原理を生かし、可能な限り手形法的解決を図ること示すものと解する。

たしかに、手形関係は、一般民事法の対象となる一般取引関係自体と融合しえない。この手形関係の特性は、前述の手段性に由来する。この点に関して博士は、「手形関係が実質関係に対し、手段たる関係にあり、従って形式的性質を帯びる」とし、その形式性を分析して、一つは手形関係を支配する原則は商の実質に関する原則と大に其の趣きを異にする」とされ、特に行為法との対比から手形法の組織法的性質を強調されている。

さらに、この特異性に着眼して手形に関する行為と一般私法上の契約関係及び実質的商行為と比較され、「手形関係は金銭支払の手段たる関係である故に、其の法律上の性質は普通の民法上の法律関係と甚だ趣きを異にする」とのべられる。形式性の分析による第二は、手形債務の抽象性にこれを求められる。「手形上の債務は *abstrakt* (抽象的あるいは不要因的) のものである」とされ、それは、「その債務が原因関係に対し、法律上無関係且つ独立の地位にありて行為者はそのために行為をなすにいたれる基本関係から全然抽象的にその行為のみによりて債務を負担する場合に存在する」とのべられる。そして手形の抽象性は、「決して無より有を生ずることを認むるものでなく、手形の受領者は、手形法上の関係においてのみ権利者であることが認められるに過ぎない」とされる。²⁾

私は、手形関係は手形金額の支払を目的とするもので、それ以上のまたはそれ以下のものでもありえず、しかもそれは、手形をとりまく実質関係と対応しながらも、手形法の創造にかかる手形上の特殊な法律関係だと考える。³⁾ 従って、この特殊な法律関係は、一般原則をもってしても充分説明しつくしえないものである。たとえば、為替手形では、同一人の振出人・支払人・受取人の三当事者兼有の理論が通説上認められるが、この当事者兼有における受取人が振出人たる自己に対する償還請求権、支払人引受後における受取人の自己に対する請求権、さらに引受人が自ら引受けた手形を戻裏書によって取得した場合の自己に対する請求権等は、混同の原則(民、520条)にかかわらず、手形上の権利として存在する。このような事態は、独立対立の主体間を前提にした一般原則上の権利関係を予想しては説明がつかない。この場合手形権利は、それ自体の異質性を明らかにされずに、観念的に存在するも現実に存在せずとか流通証券上に客体化されているから存在すると説明されても釈然としないものが残る。手形上の支払または引受呈示権(手、21条、38条)は、自己の利益のために行使するという側面を重視すれば権利ともいいうるが、これに対応する義務が存在せず、これも一般原則では律しえない。手形の支払の用具性という性質

による技術的な制約の結果、手形関係自体に特殊性が帯有されるのではないかと臆測する。

わが国では、手形関係と手形外の実質関係を不明確にするものとして一部から批判されるものに、為替手形や小切手の振出行為をドイツ民法第783条の支払指図（Anweisung）という法律行為で説明する見解が多数存在する。⁴⁾ ドイツと同様わが国でも伝統的な学説といってよいであろう。以下これを支払指図肯定説とよぶ。

これに対し、為替手形や小切手受取人の法的地位を、支払指図によらないで構成しようとする種々の見解もある。これらを一括して、以下支払指図否定説とよぶ。この中には、為替手形（以下、小切手略）の振出を、その独自の理解にもとづき受取人の受領権限を中心に構成しながら、その振出の効力を受取人の受領権限の付与にしぼる有力な見解がある。⁵⁾ 以下これを受領権限論とよぶ。

さらにこの外、その振出行為の法律行為的類型を深く追求することを避け、その効力を手形法に委ねるようにみられるものがある。これらには、為替手形の振出により、受取人は支払人に対して仮定的権利あるいは期待権を取得するという見解がある。⁶⁾

このように、引受前の為替手形の受取人の法的地位につき、多数の異った見解がある。私は、かかる地位については可能な限り手形法の定めるところに従うのはよいが、その振出を一般原則の法律行為の類型にあてはめたり、手形関係における受取人の地位を特別な理論でもって着色することを避けたいと考える。

このとは、振出により発生する手形関係の前述した手段性から、そこに一般原則の混入を避けるといういわば手形関係の純化の視点から導かれたものである。

為替手形振出の本質は、ドイツ法にいう支払指図かどうかを議論することはあまり実益がないとする見解もある。⁷⁾ ドイツ法における支払指図かどうかの議論は別にして、この理論そのものについて論じることの実益性

は否定できない。なお、支払指図肯定説に対して資金関係を手形関係に混入させるという強い批判もあり、これらの批判の検討を通じて、手形関係の性質・限界が再確認され、さらにこれにより手形法の解釈につき何等かの新しい論拠が得られるならば、幸いである。

1) 田中（耕）「商法研究Ⅰ」p.423.

なお、同、p.428は、全体的又は部分的に原因たる実質関係に対する手段として存在するものなること金銭と同様であるとのべられ、手形関係に対する実質関係の手段性を強調される。なお、博士は、商法研究Ⅰの手形関係の特質の章及び同著手形法小切手法概論の第1章手形法序説において、まっ先に手形の手段性を強調されているのをみると、この点に関する博士の固い信念のほどがうかがわれる。

2) 同、前掲書、p.423以下.

3) 田中（耕）「手形法小切手法概論」p.217は、手形上の権利義務は手形行為のみよって発生するとされるが、この点疑問がある。参加支払にもとづく求償権（63I, 77I）は、手形上の権利と考える。

4) 竹田「手形法小切手法」p.913. 納富「手形法における基本理論」p.380. 大隅「手形法小切手法講義」p.90. 伊澤「手形法小切手法」p.288. 葉師寺・本間「志林37巻9号」p.1260. 小橋「手形法小切手法講義」p.72. 服部「手形法小切手法」p.184. 安達「志林60巻1号」p.844.

5) 鈴木「手形法小切手法」p.322. 前田「講座2巻」p.135. なお、石井「手形法小切手法（商法Ⅳ）」p.300以下は、「為替手形の振出を実質的にみれば支払指図的な関係である」とされ、その振出を支払指図とみることを結論として否定される。その振出の主たる効力を、手形に表彰される受取人の支払受領権限にしぼっておられる点では前二者と共通するが、前二者の場合のように、果して受領した金銭の保持までこれに含ませているのか明らかでない。

6) 田中（耕）、「概論」p.323は、仮定的権利が為替手形に化体されるとのべ、田中（誠）「手形法小切手法詳論」p.717は、為替手形の振出により受取人に一種の期待権を与えるとのべられる。

7) 前田、前掲書、p.135.

なお、同箇所において、ドイツ法にいう支払指図かどうかを論じることがあまり実益がない理由として、(1) 為替手形・小切手については法律の規定が整備していて、かりにその支払委託が支払指図の性質をもつとしても、それに関する民商法の規定を準用する余地がないこと。(2) 支払指図に関して論じられていることが、そのまま為替手形・小切手にあてはまる点も多いが、

それも為替手形・小切手自体の理論として論じられてもおかしくないと思われる。

II

I, ドイツ民法第783条では、支払指図につき次のように定める。

「ある者が、金銭・有価証券またはその他の代替物を第三者に給付すべきことを、他人に向けて指図した文書をその第三者に交付するときは、この第三者は被指図人に対して自己の名において給付を取立てる授権を有し、被指図人は指図人の計算において受取人に給付をなす授権を有す」。

為替手形の振出を、このような法律行為として理解するのが前述した支払指図肯定説であって、この支払指図自体の本質に関し、過去のドイツで種々の議論があった。

すなわち、支払委任説・債権譲渡説・二重委任説・指示説・代理説・事務管理同意説・一重授権説（単一授権説）・二重授権説等である。¹⁾ このうち二重授権説は、ドイツ民法第783条の文理に適合するものとして、通説的地位を占めるといわれる。²⁾ また、わが国においても、為替手形振出の本質を支払指図として説明するその多くは、この二重授権説にたっている。

この学説を、為替手形の振出に則していえば、その振出により、支払人が自己の名をもって振出人の計算で支払をなす権限が授与され、同時に受取人が自己の名をもって振出人の計算で支払を受領する権限が授与されることになる。この二つの授権は、それぞれ独立したものでなく相互に結合された一個の法律行為たる支払指図を構成する。そしてその行為の性質は単独行為で、為替手形が受取人に交付されたときに成立するとされる。

支払指図肯定説のなかには、授権概念を確立しつつ、指図人（為替手形の振出人に該当）が受取人に対して指図人の計算においてなされる被指図給付（為替手形の支払に該当）の受領授権と、被指図人（為替手形の支払

人に該当) に対してなされる指図人の計算において給付すべき指図(Weisung)との不可分に結合された法律行為だとする見解もある。³⁾ 二重授權説は、支払指図の効力として授權行為にもとづき、支払人・受取人ともそれぞれ支払または受領の権限を取得するのに対し、この見解は、振出人・支払人間の授權行為の存在を否定して、その間に指図または処分の催告ありとしながら支払人の権限を認め、しかも振出人・受取人間については、その授權を容認しつつ受取人は権限ではなく受領の権能を取得するという点に特色がみられる。しかし、この相違はドイツ民法第783条の授權の概念の確立のしかたに負う多分に観念的なもので、支払指図の一方的しかも抽象無因である点及び支払人と受取人の支払またはその受領は同時に振出人の計算に帰せられるとするその効力の特異性において、二重授權説との実質的差異を認め難い。

2. 手形関係は、所定の期日に手形金額が単純に支払われることを目的として流通におかれたもので、そしてその支払は、どのような具体的目的または意義を有するかは当事者間の手形外の合意にもとづく。

手形関係の抽象性は、手形的手段性を幅広く多様な実質関係のために活用するうえにおいても必要で、これには手形支払にもとづく具体的効力まで含まれない。手形関係は、手形の支払用具として的手段性に伴い、手形関係を実質関係と異質なものとして法的に構成されたものである。換言すれば、手形関係は、主体間の利害対立から生ずる多様複雑な実質関係からの所産である純然たる金銭支払に関して、それを実現するため技術的に組織化された法律関係である。従って、それは、金銭の支払に関するいわば純粋な技術的原理のもとに構成されており、主体間の利害対立を前提にして、私的自治原則にたつ調整、または利益衡量の原理によって構成される実質関係と異なる。手形関係は、現実的に実質関係という基礎のうえに構築されるが、理論上これと別個なものである。支払指図における支払及びその受領がいずれも振出人の計算に帰するという手形金支払にもとづく具体的効果は、振出人と支払人または受取人間のそれぞれの利害調整原理にも

とづく手形関係外の実質関係に属する法律関係といえよう。従って、このような実質関係は、手形関係の範囲外に属するものである。

参加支払人の被参加人等に対して有する求償権(手. 63条I, 77条I)は、通説によれば法定の手形上の権利と解している。これは、参加支払による被参加人などの受益者と出捐者たる参加支払人との利害調整という見地よりも、より直接的には手形の支払強化といういわば技術的な手形法特有の原理から導かれたもので、やはり手形関係に属すべきものとする。これに反し、手形法第85条による利得償還請求権は、多数説はこれを手形外の権利と認るが、手形関係者間の利益衡量という実質関係上の指導原理から導かれた権利と考える限り、多数説を肯定しなければならない。

また、手形関係の目的はこのように単一であるが、この目的は手形関係自体のなかに手形法によって設定されたものとして、いわば手形関係に客観的な内在として考えられる。この点、手形関係者の主観によって多様複雑に彩色されうる実質関係とも異なる。このようにみえてくると、手形関係は、かかる彩色になじまない無色中性であり、このことは支払用具としての手形の手段性に一層貢献し、またかかる手段性から手形関係のこのような性質が導かれるものとする。

3. ドイツ民法第787条第1項において、「債務にもとずいて指図証券を発行した場合、被指図人は、自ら給付をなした額に応じて債務を免れる」と定められている。文理的には、債務指図 (*Anweisung auf Schuld*) を前提として、被指図人の給付はそれに応じて当然指図人に対する債務を消滅するものと解される。このような支払指図の理論が、手形関係のなかに持込めるか疑問である。為替手形振出の本質を支払指図とするならば、このような効力はその振出にもとづかねばならない。しかもこの効力は意思表示上のものとするならば、為替手形の振出は、正に資金関係に対する配慮を含むものといわねばならない。

前述した手形関係純化の方向で考えるならば、資金関係上の債務者である支払人が、手形の支払によりそれに応じその債務が当然消滅するのは、

基本的には、やはり振出人と支払人との手形外の合意による効力とすべきである。⁴⁾ 換言すれば、このような具体的効力は、手形の支払という原因と資金関係が手形外の当事者間の合意により結合される結果発生するものと解する。従って、これは手形関係自体の効力でない。

このことは、受取人と振出人との関係においても同様である。たとえば、両者の間で消費貸借の予約があり、その予約上の債務者が為替手形を振出した場合、この手形の支払人による支払は振出人自らが消費貸借の目的物を給付したことにするという手形外の合意により、手形支払を原因とする具体的目的すなわち消費貸借が成立する。消費貸借に伴う目的物の返還請求権の履行期なども、もちろん手形関係によるのではなく、当事者間の手形外の合意にもとづく。

支払指図理論における「振出人の計算において」手形支払がなされる点に関し、支払指図否定の側から、手形外の実質関係が手形関係に持込まれるとして反対される。⁵⁾ これに対して「指図もまた為替手形と同様に抽象的無因行為であって、通常は、資金関係にもとづいてその指図による給付の効果が定まるというだけで、資金関係の無いときは、指図独特の効果を生ずるものである。従ってこの非難は当らない」と指図肯定論者が反論される。⁶⁾ 資金関係なくして支払人が支払う場合は實際上稀だが、かりにこれがなく、しかも手形上の支払委託文句を無視して振出人と支払人間になんらの支払委託もないとすると、支払人は振出人と対価関係を有する受取人に手形金額を支払った場合でも、この支払を原因とする支払人の振出人に対する求償をめぐる人的関係が成立すると解する。すなわちわが民法第474条による第三者の弁済として、弁済者の代位（民，494条）による求償をなしうるほか、振出人の受取人に対する債権を、支払人がその代理人または機関として支払った場合には（もっともこの場合には振出人の追認を要する）、事後管理（民，697条以下）にもとづき振出人に対して求償をなしうるということが考えられる。以上の求償関係は何れも不当利得（民，703条以下）と同根の利益衡量という実質関係の原理にたち、この場合振出人に

対する不当利得の返還請求もまた可能といわねばならない。

これに対してかりに資金関係がなくても、支払指図の構成をとる場合には、手形上支払に関して振出人から授権ないし指図が支払人に対してなされていると解すべきだから、その支払は、支払人にとって法律上の原因なくして損失を蒙ったことにならないので不当利得の返還請求が可能かどうか問題になる余地がでてくる。後述の受領権限論のように、手形上の支払委託文言を人的関係として存在することを認める構成をとる場合も、同様である。かりに支払による求償をなしうるとして、前者のように支払指図の構成をとるときは、その求償権の発生は手形関係にもとづくのに対し、後者の場合、この求償権は明らかに手形外の関係として成立する。ただ後者のような構成をとれば、資金関係を伴うときはこれと合体して振出人に対して支払人は求償権を取得しこれを行使しえても、これまでのべてきたように資金関係がない場合、如何なる法的根拠にもとづき求償権を取得するのであろうか。この支払委託は相手方の受領を要する単独行為だとするとわが民法上の契約たる委任と異なるので、直ちに民法第650条の受任者の求償現実を適用するわけにいかないが、結果的にはこの規定の類推適用とならざるをえないだろう。

為替手形振出の本質を支払指図にもとめるとき、その基本的疑問は次の点にみられる。支払指図の効力として、振出人・支払人間に求償関係が発生するが、この場合通説ではすでに支払人の支払による手形の目的達成により手形関係が消滅しているとしている。すなわち、手形関係を支払指図で構成すると、支払指図による手形関係がすでに消滅しているにかかわらず、求償関係をめぐって、それが残存しているという奇妙な結果が予想される。これに対して支払指図肯定論者から、支払指図は「被指図人による被指図給付の履行によって消滅する」⁷⁾ とかあるいは「この効果は支払指図消滅と同時に発生するものなることは明かであるから、支払指図の本質を構成するものでない」⁸⁾ とのべられる。支払指図による被指図人は、代理人のように本人の名で行為をなすのと異なり「指図人の計算でしかも被

指図人の名において（ドイツ民法783条）」受取人に給付をなすのであるから、給付後の補償に関する計算関係は代理の場合と異り、被指図人・指図人間に残存していると考えられる。この残存する補償関係が終了するまで、支払指図関係が存続するとされるべきなからうか。この理論は、あたかも債権法上の委任（民，643条）とか商法第551条の間屋契約などが、受任者・委任者間の受任行為後の計算関係の終了をまって消滅するのと同様に解しうるであろう。さらに、多くの指図肯定説は、支払指図において指図人・被指図人間に授權の存在を認める。一般的に広く承認されている授權概念は、「自己の名においてなす法律行為に因り、他人の権利圏上に効力を及ぼすことを得る力の許与」といわれるが⁹⁾ かかる授權概念を基本とするからにはその支払指図関係中には指図人に対する被指図給付にもとづく求償債権等の発生原因が内包されていることになる。¹⁰⁾ このような理由から、支払指図に従う給付後の補償関係とそれを発生させるに至った支払指図による法律関係を分離する考え方に疑問をもつ。果して、支払指図肯定論者のなかにも、「被指図人の指図給付の結果は、被指図人の指図人に対する給付と同一の効果をおさめるのは、手形外の関係によるのではなく支払指図自体の効果である」とする見解もみられる。¹¹⁾

このようにみてくると、二重授權説はもとより、支払指図をもって「被指図人に対する、自己の名により指図人の計算において給付をなすべき授權であり、同時に指図証券の手交により、受取人に対しこれが受領の適格を与うるものである」¹²⁾ とするいわゆる一重授權説も、前述の授權概念を基本とするからには、これをそのまま為替手形に適用できるか、やはり疑問である。支払指図の本質を、手形関係に適用して「単独なる支払委託」¹³⁾ としながら、指図人に対する求償債権の発生については、「他の法理の助力」¹⁴⁾ によるというのも、手形関係に前述の授權概念と類似するものを持ち込むことになり、¹⁵⁾ 指図人に対する補償関係の発生原因を手形関係に求める結果を避けることができない。

手形の支払用具たる手段性は、実質関係の具体的目的達成のために認め

られ、従ってこの手段性を純化して考えれば、要するに手形の支払があればそれでよいのであって、手形の支払はそれ自体を目的とするといえる。手形関係者は、満期における支払人による支払という同一目標に向って協力する団体ともいわれる。従ってその目標に到達すれば、もはや手形関係をその後も存続させる意義を失う。手形の支払を原因とする具体的効力は、手形関係外において当事者間の人的関係に委ねるのが妥当である。

以上、手形関係の支払用具としての手段性から、支払指図の為替手形に導入することの疑問点をのべてきたが、支払指図否定論者から、別な視点からするこれに対する詳細な批判がある。¹⁶⁾

- 1) 伊澤,「法協48巻11号」p. 24以下,なお本文諸説のうち **V. Tule** の提唱される事務管理同意説の紹介については,納富,前掲書, p. 426 以下に詳しい。
- 2) 二重委任説 (**Doppelauftragstheorie**) は,ドイツにおいて相当長きにわたり学界を支配していた(大西,「法学論叢17巻11号」p. 81. 伊澤,前掲書, p. 28) が,いまや二重授權説 (**Doppelermächtigungstheorie**) は通説といわれる。(伊澤,前掲書, p. 48, 納富,前掲書, p. 408)。なお,この学説は,その根拠をドイツ民法第783条の **Ermächtigung** という言葉を用いることに求めるといわれる(納富,前掲書,同)。
- 3) 伊澤,「法協49巻6号」p. 46 以下,なお,伊澤,前掲書, p. 46は,「指図は処分の命令或は処分の催告であり,かつその処分の方向を指図するものであって,この指示された方向に従って処分をすれば,その処分によって生ずべき計算をすべて指図人に帰属せしむることを得る権限 (**Befugnis**) を附与するとの保障的意思表示を含む法律行為である」とのべられる。
- 4) 納富,前掲書, p. 439は「ドイツ民法第787条第1項は,むしろ既存債務関係と指図証券とが結合せしめられたる時において始めて適用せられるべきものとなるべきであるから, **Anweisung auf Schuld** がその前提である。それ故にドイツ民法第787条第1項の規定により,原因関係と指図が結合するのではなく,逆に原因関係と指図のその結合は,それを発行せる当事者の意思によるものとなさねばならないであろう。しかも,この意思それ自体は指図自体に於て知りうるものではなく,指図以外のものである」とのべられる。

さらに一方において同条同項に関し,「原因関係が存在する場合においては,指図が発行された時は,この両者が結合せしめられたものと推定せられ

るべきで、この場合においてのみ、指図は **Anweisung auf Schuld** なるが故に、これに関して始めてドイツ民法第787条が適用せられるべきだ」としている。このような推定を前提とすると、支払指図の有因性が免れないのでなかろうか。「指図は如何なる場合でも無因である」とのべられるが（納富，前掲書，p.442），釈然としない。

- 5) 田中（誠）前掲書，p.714，鈴木，前掲書，p.322.
- 6) 伊澤，「手形法小切手法」p.288.
- 7) 伊澤，「法協49卷6号」p.67.
- 8) 納富，前掲書，p.481.
- 9) 大西，前掲書，p.91，納富，前掲書，p.413.
- 10) 納富，前掲書，p.470 は，指図人の計算においてという件につき，わが商法の間屋契約（商，551条）の例を引用して「問屋が蒙りたる損失は委託者よりこれが賠償を求むべき権利を有するということを，委託者の計算に於てということの意味なりとなすことを得るにしても，委託者の計算に於てということが直ちにかかる法律効果を生ずるものではない」としている。
- 11) 伊澤「法学5卷1号」p.94.
- 12) 大西，前掲書，p.94.
- 13) 納富，前掲書，p.484.
- 14) 納富，前掲書，p.481.
- 15) 納富，前掲書，p.504 は，「為替手形が振出人の一方的意思表示によって資金関係上の既存債務と結合せしめられたる時は，支払人のなしたる支払によって，その限度に於て既存債務は消滅するに至る。この場合に於ては第三者に対する債務者の弁済の同意が認められる。次に新債権関係を発生せしめる合意（予約）ある時には支払と同時に新債権関係が発生する。然してこの両者の場合と異なり，何等の既存債務なく又新債権関係を設定する合意なき場合に於ては，単独的委託は委任関係に類するが故に，委任の規定を類推する」とのべられる。この叙述からは，手形関係と補償関係を截然と切り離すべき姿勢を充分看取されうるが，手形支払後の振出人・支払人間の補償関係は，支払委託を手形関係に持込む限り，少くともその原因は手形関係にもとづくものと認めざるをえない。
- 16) 前田，前掲書，p.135 以下は，次のようにのべられる（要約—筆者）。「為替手形・小切手とドイツ民商法上（ドイツ民法783.ドイツ商法363）の支払指図とを比較してみると，いずれも証書を通して間接に支払委託がなされる点では共通しているが，ドイツ民法上の支払指図においては，指図の譲渡について通常の指名債権譲渡に関する規定が準用されるから，譲受人に善意取得や抗弁切断の保護がなく，まして指図人や指図譲渡人には担保義務が負わさ

れていない点に、またドイツ商法上の支払指図においては、裏書によって譲渡することができ、その場合には善意取得や抗弁切断の効果が生ずるが、指図人や指図譲渡人には担保義務が負わされていない」とのべられる。

さらに「支払指図は、このように民法上の指図は流通性への配慮を欠き、指図人あるいは指図譲渡人が担保義務を負わないということは、指図証書が信用証券に適しないことを示す。そして、歴史的にみても、支払指図はもともと支払簡易化の需要に応ずるための制度として発生したといわれ、民法上のものはもちろん現行商法上のものも、支払指図は、信用の用具としては用いられていない。なお、支払指図書は有価証券でない」とされる。

支払指図肯定論者は、支払指図をもって抽象無因とのべるが、大胆な疑問だが、手形関係と同じ程度に厳格な抽象無因が要請されているか疑わしい。ドイツ民法では、指図の譲渡・抗弁の切断については指名債権譲渡の一般原則により、さらに指図証書は証拠証券に過ぎぬ点からみれば指図流通の保護が図られていず、指図関係を抽象無因とみる実益が乏しい。また「指図の中には屢々原因関係に牽連せる表示を含んで居る。この表示によって対価関係の発生変更消滅をもたらす」（伊澤、「法学5巻」p.8），ところからこのような疑問をもつ。なお、支払指図には、そこに支払簡易化の原理がみられるが、手形関係のように被支払性の強化の原理はみられない。

なお、支払指図は、書面によらねばならぬかどうか。むしろ書面によらなくてもよいのではなかろうか（竹田、「商法の理論と解釈」p.628）。

なお、支払指図否定論者の傾聴すべき批判論としては、田中（誠）、前掲書、p.714 以下に詳しい。

Ⅲ

1. 支払指図にたつ二重授權説は、支払人と受取人に対する授權を一体の単独行為として同時にこれを認める。これからのべる受領権限論は、為替手形の振出を支払指図そのものと認めることを手形関係の抽象性と手形の有証証券性の点から否定され、支払人に対する授權と受取人に対するそれを別個に考察することから始まる。¹⁾

この内容は、支払人に対しては振出人の計算において支払をなしうる権限を、受取人に対してはその名において支払を受領し、しかも振出人に対する関係では受領したものを保持しうるいわば受領保持の権限が附与され

ると説く。さらに重要な点は、前者の権限は手形に表彰されるのではなく、振出人と支払人の人的関係において存在し、これに対し後者の権限は有価証券たる手形に表彰され転帳流通すると説く。²⁾

支払人の振出人のためにする支払権限を両者間の人的関係の問題とするのは、手形上の支払委託文言の実質的意義を認めつつ手形関係の抽象無因性を慣くため、この権限をそこに持込むのを避けたためと臆測する。従ってこの記載文言は、手形関係においては意味をなさないことになる。手形関係の無因論を貫くならば、手形関係上、受取人が振出人に対する対価関係の主体として現われないと同様に支払人は振出人からの被授權者として現われないと解すべきである。私は、手形関係は手形法にもとづき設定されるもので、支払人は手形上の記載にそって手形関係上有効に支払をなしうる地位を有するに過ぎないと考える。

手形上の支払委託文言を全く無視して形式的なものとする見解³⁾にも疑問をもつ。ある為替手形・小切手の振出についてその個別性の意義を認めるためにも、またすでに包括的資金関係（例、小切手契約）が存在する場合、それと実際なされた手形支払との間を架橋するためにもこれを認めることが必要だからである。そうでなければ、為替手形・小切手の個別的な支払委託の撤回は、その意味をなさないことになるであろう。ただ、この支払委託文言は、受領権限論者と同様、手形外においてのみ存在すると考える。手形法第40条第2項に、満期前の支払について支払人は自己の危険において支払をなすと定められるが、支払指図にたつ二重授權論者のように、手形関係において支払を振出人の計算に帰せしめる授權を支払人に認める立場からすれば、この危険のなかには支払による出捐を振出人に帰せしめない不利益が当然包含されることになる。⁴⁾ これに対し、支払委託を手形外の人的関係とする場合、この不利益は手形外の支払委託の問題として手形関係と別個に処理されることになる。手形関係の純化の方向からいって、後者の考え方が支持されるべきである。またかかる支払委託が問題にならない約束手形にもこの規定が準用される（手、77条I）が、支払に

もとづく振出人に対する出捐帰属を問題にする余地のない同手形との歩調を合わせるためにも、同条の危険から支払人の支払による出捐帰属の問題が除外されると解すべきである。

2. 受領権権限論において、人的関係上付与される支払人の支払権限は、振出人のいわば機関として所持人が引受または支払呈示することにより権限授与の意思表示が支払人に到達したとき成立するとのべられる。⁵⁾ この授權は手形外の関係であるので、手形の呈示によらないでも口頭その他の書面でも、また受取人を通さなくても振出人から直接伝達しようと考えられる。⁶⁾ 手形を伴う呈示のみにかかる意思表示の伝達法を固定化するのは、授權が人的関係において行われる点からみて論理が一貫せず、手形上の支払委託文言のみを授權の意思表示として絶対視するかにみえるからである。さらに、支払呈示なくして支払人が振出人の計算で有効に支払をなしうる可能性を考えると受領権限論者のこのような考え方に疑問を一層強くする。支払場所の記載中に含まれる支払人の支払担当機関の指定に関しては、支払委託文言が法定されていないがこの者に対する支払委託の意思表示の伝達も同様に、手形呈示による方法に限るべきでないと考える。なお、手形の支払人に対する呈示は、かかる意思の伝達のためより、法的には（手、21、38条）「引受の為」または「支払の為」とされ、むしろ支払または引受を求めて呈示するところにその本来の意義が認められる点も留意されねばならない。

次に、受取人の受領権限については、前述のように、自己のために支払を受領し保持する権限とされ、しかもこれは手形に表彰されるとされる。従って、この権限は、手形関係上存在することになる。

この点につき、まず受領した金銭の保持まで認めることに疑問がある。

受領した金銭の所有権の帰属は、受取人と受取人間の対価関係を基礎にした手形外の合意によって決せられると考える。たとえば、振出の原因関係として手形金の取立委任がなされそのために受取人に手形が交付されような場合、受取人は、手形の支払によって受領した金銭を保持することが

できず、これを振出人に返還しなければならない。手形関係は、基本手形の内容に従う支払のあった時点においてその最終目的を果して消滅するわけで、理論としては受取人の受領を越えた保持の問題までに及んでいないのではないかと考える。このことは、手形がすでに引受けられ、受取人が手形関係上権利者となっている場合も同様で、受領した金銭所有権の最終帰属者が誰であるかは、私的自治の原則にたつ実質関係上の問題でなかろうか。すでに引受ずみの為替手形が、無効な原因関係にもとづきAからBに裏書されても、伝統的な無因論からすれば、Bの手形権利者たる地位に変わらない。しかし、Bが引受人から支払を受けた金銭は、実質関係上保持できず、これを不当利得としてAに返還しなければならない。この場合、手形関係上存在した引受人に対する所持人の権利は、その支払を請求するという積極的作為の側面において、その債権性が認められているに過ぎないと解する。

手形の支払の目的は、これを対価関係たる実質関係からみれば、それは手形当事者間の既存債務の弁済であり債権設定であり、贈与あるいは取立委任目的の実現であるなど種々の態様が存在する。しかし、これを手形関係からみるときは、単に手形関係の消滅をもたらす意味で有効な、金銭という経済的価値の移転に過ぎない。前者は一般原則の法領域に属し、後者の領域は手形法の支配を受ける。

さらに、受領権限論において使用される権限の概念についても疑問がある。権限は、少くともわが国における慣用上、「本人のために」許容されたいわば法的力という印象が極めて強い。すなわち、代理人・代表取締役・理事・代表社員等は、それぞれ本人のためにする権限者として一般に是認されている。「権限は本来権限授与者の生活上の利益確保手段であって、権限者の権利でない⁷⁾」とされるべきで、権限者の権限行使の結果は、その権利者自身に帰属せず権限を附与した本人に帰属すべきものと考えられるべきである。受領権限論者は、この点の認識のもとに、かかる概念使用による誤解を防ぐ意味から「自名の名をもって」という用語法をとったも

のと臆測する。しかし、受取人は、手形上代理人として表示されないので、当然「自己の名をもって」金銭を受領しうる法的地位を有するわけで、権限概念を含めたこのような用語法は、実態を示すのに迂遠な方法を辿るのではないかと考える。

次に、受領権限論者は、為替手形所持人に手形金の受領権限を手形上に認める必要性を次の如く説明される（要約一筆者）。⁸⁾

まず、支払委託者と支払を受ける者とは実質関係上直接の当事者となっている場合、かりに、支払委託者をA、支払人をB、支払を受ける者をCとすれば、Cが支払を受けるものを保持できるかどうかは、C・B間の実質関係によって決り、その意味であえてCに受領保持の権限を認める必要がない。また、B・C間においても、引受その他の債務負担行以前のBが支払ったもののCに対する不当利得による返還を請求できないとするためにも、AのCに対する受領権限の授与という構成をとらなくても説明がつくとされる。ただ、CからDに支払委託書が譲渡された場合、DはAに対してではなくCに対して債権を有しているに過ぎないから、BのDに対する支払はBがAから支払委託を受けている関係上、Cの債務の弁済ということにならない。そこで、BのDに対する支払が非済弁済とならず、したがってBがAに対して支払ったものの返還を請求できないためには、AD間に受領権限の授与という構成をとる必要がある。これは、手形に受領権限を表彰させ手形の移転によってその権限も譲渡される構成をとることによって、実質関係の存在しないAD間を架橋する意義があるとのべられる。

この見解は、要するにAD間の実質関係の欠けたところを受領権限の譲渡をもって架橋しようとするものである。さらに、受領権限が手形関係に組み込まれている点に留意すると、手形が受取人Cの手許にあるときは手形関係が無視されても実質関係で説明がつき、それがCから離れると実質関係ではだめで手形関係上の受領権限でもって説明しなければならないことになる。なお、この見解では、受領権限の構成を、支払人Bの支払に

つきDの不当利得排除の原因としてとらえるが、かかる原因の存否は実質関係にもとづき決せられるものである。このように実較関係の視点からとらえた受領権限を、本来それから離れて客観的であるべき手形関係に吸収するところに無理が存在するようである。この見解がいかにも便宜的で、しかも受領権限をもって手形関係上のものとして認めるにつき、どうも両者の調和を欠くという印象を払拭できないのはこのあたりに理由があるのでなかろうか。この見解のように、受領権限という特別な構成をもってA D間に欠けたる実質関係の架橋をしなくても、A D間に実質関係が存在するとみてよいのでなかろうか。

自信のない試論だが、裏書において通常用いられている支払委託文句と手形法第15条における裏書人の担保責任から、裏書により裏書人が自己の計算で支払人に対して支払委託する側面が推定される。この裏書人の支払委託も、振出人のそれと同様、実質関係に属する。このような実質関係の存在を前提にすれば、BからのDの受領は、CのBに対する支払委託にもとづき裏書人Cの計算に帰するから結局Cが受領したことになり、裏書人Cの受領は、AのBに対する支払委託によりAの計算に帰属する結果Aの受領と認められる。このように順次に計算関係の遡及を認めると、Dの受領が最終の計算帰属者としてのAの受領となるのではなかろうか。なお、手形法第9条（小切手については、小、12条）による振出人の償還義務は、このようにAD間に架橋された補償関係たる実質関係の存在を推定させる。このようにみてくると、Dは、Aの授權を基本として受領をなししかもこれを保持しうる地位が実質関係上認められていることになる。従って、Dの受領は、たとえその権限が手形関係上のものでなくても実質関係上それが存在するから、その支払受領は不当利得とならない。なお、裏書人が支払人に対して次から次に支払委託をなしうるのは、法律上当然の指図証性（手、11条I、小、14条I）と、手形上の記載として通常用いられている指図文句から推定できる。

3. 引受以前の為替手形の受取人は、手形関係上振出人に対して法定に

よる償還請求権を有する点については異論をもたない。受取人の支払人に対する関係では、引受を法定の停止条件とする期待権者あるいは仮定的権利者とする見解もあるが、手形法の素直な解釈から導かれた結論だとの感触をもつ。しかし、手形の支払のための用具性に照して考えれば、手形関係上の受取人の法的地位は、手形金の単なる受領にとどめるべきで、受領したものの保持については手形外の実質関係により別個に決せられるべきである。

かかる手形関係において受取人の受領を認める法的地位は、受領に関する形式的資格 (Legitimation) であって、それは、一定の要件のもとに行われる支払に対する受領により、手形関係の消滅をもたらす意味において、法的効力を有すと解する。

- 1) 鈴木, 前掲書, p. 323 は, 為替手形の振出を支払指図と認める者は, 対支払人の関係と対受取人との関係を一体と認めるが, それは為替手形の振出を支払指図そのものとなすことの不当性を一そう明らかにするものであるとのべられる。
- 2) 鈴木, 前掲書, p. 323, なお, 同, p. 324 は, 手形法第3条3項において委託手形が認められるのは, 支払人に対する授權は人的関係だからこそであるとされる。
- 3) 田中 (耕), 前掲書, p. 238, 256. 田中 (誠), 前掲書, p. 714.
- 4) 大隅・河本, ポケット注釈全書, p. 270.
- 5) 鈴木, 前掲書, p. 323以下.
- 6) なお, この支払委託は, 相手方の受領を要する単独行為で, 代理権の授与行為に類するものと考え。ドイツ民法第167条によれば, 代理権の授与行為は代理人又は代理行為の相手方たるべき第三者に向けられた表示によって為される旨定める。授權行為に関する明確な規定のないわが民法では問題だが, わが民法学界では, このように相手方に対する授權の意思表示によって代理権が付与されるとするは少数説のようである (注釈民法(4)p. 24)。
- 7) 伊澤, 「法協49巻6号」, p. 57.
- 8) 前田, 前掲書, p. 137以下.